



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

正林 真之

弁理士会の副会長になり続けられる期間の年限である4年を待たずに今年には副会長には立候補せず、とりあえず来年の3月には任期を終える。これに関し、今回は私が出馬しないことにより、かつては私の教え子であった者が副会長になる。かつての教え子が副会長になるなんてまさに夢のようであり、個人的にはこれ以上の喜びはない。今まで自分がやってきたことを次世代に受け継ぐのは、極めて大切な仕事である。

さて、弁理士会の委員会に委員として公的な仕事に携わっている弁理士というのは、実は、全弁理士約11500人のうち、たったの1500人程度である。つまり、たったの1500人程度で約11500人もこの会の運営をしているのである。

このような状態となっている理由の一つが、余程の人気委員会でなければ、基本的に「委員のなり手が居ない」状態であるので、希望しさえすれば「誰でもなれる」という状態となっていることである。したがって、本来であればその委員会の委員になるべきではない者、もっと言えば「なつてはいけない者」まで、ほぼノーチェックでその委員会の委員になれてしまう。

また、これと類似する事象であるが、「希望しさえすれば「誰でもなれる」という状態となっている」ことの延長として、ある委員が「長く委員をやり続けることができる」ということである。

業務対策委員会

弁理士でない者が弁理士業を行うこと（非弁行為）を見つけ出し、取り締まるための委員会である。私は、誠に恥ずかしながら、8回目の副会長としてようやくこの委員会を担当することになって、弁理士法75条の改正の必要性、そしてその重要性を知ることになった。「報酬を得て」という要件が入っており、この要件を立証するのが極めて困難、ある意味では、個人情報保護が強く言われるようになった現在ではほ

ぼ不可能であり、もしこれがクレーム（特許請求の範囲）の作成であったのであれば、立証性の観点からすれば落第点とも言えるようなものなのである。

非弁行為を抑えられないことにより、非弁行為によって一般国民に害が及ぶことはもちろん、それに加えて、「悪徳代理人」となった非弁が、「悪徳出願人」と組んで、特許庁の良好な政策を自らの利のために悪用していたりするわけである。また、立証が極めて困難であるがゆえに逃げやすいということを熟知した輩が、法の網を容易に潜り抜け、弁理士と同等の費用請求をしては懐を温め、そういった資金が良からぬ組織に流れたりしかねない。これを防止するためには、弁理士法75条をもっと適用しやすくするために、税理士法や司法書士法等と同様に、「報酬を得て」の要件を外す改正が行われるべきであると思う。

なお、誠に残念なことに、こうした委員会には、非弁行為ないしは非弁補助者と内応する者や内通する者も、極めて容易に委員となることができってしまう。こういった重要な委員会には、内応者や内通者を排除するシステムを早急に作り上げるべきであるように思う。

著作権委員会

本年度は、情報発信に力を入れた。従来からのパテント誌のみならず、他の機関誌や業界紙のほうにも、記事を掲載することにした。これは、情報発信というものが極めて効果的であるという私自身の実体験に基づくものである。実際、これが行われることにより、弁理士も著作権事件の一部をしっかりと請け負えることが一般に知れ渡るようになればよいと思う。

また、当委員会では、オーファンワークス事業（著者不明の著作物を処理するシステム）など、弁理士がこれから新規に取り組める事業の拡張に努めている。更には、各委員会や各地域会で利用できるような共通資料の作成も行っている。

標準ビジネス推進委員会

弁理士法の改正により、標準や規格の業務が弁理士の標榜業務となった。そこで、これを弁理士のビジネスとして確立して国民一般の利益に供するようにさせるために、これまでの「技術標準委員会」という名称を、思い切って今の「標準ビジネス推進委員会」に改名した。

実際、JIS（日本産業規格）等の公的規格の認証機関に対しては、「特許庁における弁理士」のような旗本的存在が無く、そうであるがゆえに、国民一般に周知化することや、一般の中小企業に対して使いやすいものとはなっていなかった。

標準と知財とを組み合わせた知財戦略など、我が国の競争力を高めるためには、標準関連業務を広めていくことは必須である。我が国産業発展のためにも、弁理士の適正な寄与を通じて貢献していくようにしたいと思っている。

知的財産支援センター

関東会、東海会、関西会以外の地域の知財支援を行うための機関であり、主に「学校に対する知財教育支援」「各種機関に対する知財相談業務」「公的機関に対する知財啓発支援」「知財関係団体に対する資金援助」を柱として活動をしている。むろん、支援内容はこれに限られるものではなく、必要な支援とあらば、随時検討して行っている。昨今では、コロナ禍による災害支援の一環として、新たな出願援助支援を執り行っている。

知財総合支援窓口 WG

知財総合支援窓口に派遣される弁理士を決め、実際にその選任を行う WG であり、知財総合支援窓口を実際に運営する INPIT とは、定期的に連絡を取り合っている。今後は、知財に関して、特許とか商標とかの単科的な相談ではなく、まさに特許、意匠、商標、著作権、標準といった多面的な観点からの総合的なアドバイスが求められる。人材選別だけでなく、人材育成も含めて、今後の事業を考えていく必要がある。

関東会

地域会の中では最大のものである。今年度は、海外活動の再開など、昨年度に停止されていた重要な活動が再び行われるようになり、ある意味では正常化されたと言える。また、標準関連業務や著作権業務など、

弁理士の新規業務に対する関心も高い。そして更には、今般のコロナ禍によるウェブセミナー実施のための機材の購入や施設の開設など、昨今の逆風にめげない逞しさがこの会にはある。

知的財産経営センター、ADR 推進機構、弁理士紳 WG 金融

これらは、ともに副担当として就いている。主担当とともに、これらの委員会の適切かつ活発な活動を推進することに努めている。

今年の9月初旬には福井県では、86歳の老人が16歳の孫を「口論してカッとなった」という理由だけで刺殺したとされる事件が発生した。全ての老人が悪いというわけではないが、ただカッとなったという理由だけで、86年も生きてきた者が、16年しか生きていない少女の生涯を完全に奪うというのは、いかがなものだろうか。

少し「寓話的」に書いたのであるが、弁理士会の委員会でも、似たようなことが起こっているように思う。老齢弁理士の気に障るかもしれない、怒られるようなことなのかもしれないが、もう少し若手若者向けの施策ができないものか。少なくとも、若手の夢を奪ったり、若手を実質的に殺すような施策は改められねばならないだろう。アインシュタインも、「同じことを繰り返しながら、違う結果を望むこと。それを狂気という」と言っているが、今までと同じことを繰り返していても、今までと同じことになるだけである。

自分としては、まさに“狂気の沙汰”とならないためにも今までとは違うことを行うようにしてきたつもりではあるが、それに対する風当たりは極めて強い。しかしながら、弁理士法75条の改正しかり、それを大変だからといって諦めてはならず、それは、役員の任期を全うした後でも、目的が達成されるまでは何としてでもやり遂げる必要があるだろう。

ただ、果たしてその結果はどうなるのか。将来に良い変化をもたらすものであってほしいと心の底から願う。

この“諦める”ってやつだけだな。一度始めたら習慣（くせ）になって、なかなかやめられなくなるぞ（映画「頑張れベアーズ」より）